

相沢 英之氏 前自民党 税調会長 納税者権利保護法制定の必要性を講演

TCフォーラム第一三回定時総会盛會裏に開催

TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)は去る五月十四日、東京税理士会館ホールにて第一三回定時総会と特別講演会を開催した。当日は予定を上回る一〇二名の参加があり、特別講演会では講師の前自民党税制調査会会長・相沢英之先生(弁護士・税理士)が、「納税者あつての税」と題して、税制・税務行政のあり方につき税制調査会時代、下京税務署長時代などの経験談を交えて興味のある話を披露してくださった。なお、定時総会に對し全会派の衆参両院議員からメッセージを掲載した(別項参照)。相沢英之先生の講演内容の概要は以下のとおり。

相沢英之先生の講演要旨

「納税者あつての税」というタイトルは私が考えた

近代国家の歳入は重じ詰めれば「税」しかない。これは当然のこと、今日のように入国債が歳入の半分を占めている。これも国債の償還や利払の財源は税金でしかない。国有財産から入ってくる雑収入もあるが、その国有財産は何で取得したかといえれば税金から買ったのだといえれば、税制は歳入の重要な柱であり、その税金を誰が負担するのだといえれば、税制は国民とはすなわち納税者のことだから、納税者の協力がなければ税収が上がらない。税収がなければ国家財政は賸えない。

英国の古い歴史を振り返ればマグナカルタ大憲章がある。これは国王の徴税権力に對し議院が制限を加えたものである。要するにタックスペイヤの立場からいえば、権力者の勝手な行動を許さないと、この権力の恣横の考え方がここにあるといえよう。いずれにしても「納税者あつての税」というのは税制の基本的な考え方である。その意味でこの講演のタイトルと對して相沢英之先生が「納税者あつての税」というタイトルは私が考えた

当時の自民党税調とはこんなところ

私は衆議院議員になってから税調にすつと関わり、平成一三年に税調の会長を引き受けた。そのころの税調というところはうるさいところ、いわゆる山中貞則最高顧問をはじめとして七人のインナーがいた。その他に前会長がいたが、これは全部大臣経験者。その下に幹事がいてこれは当選四、五回の中堅の議員。このような構成だからやまやましいことこの上ない。他の委員会と違って税調というところは独立守備隊のようなところで小泉総理といえども山中最高顧問の事務所から足を運んでくるという状況だった。

政府税調(全憲)は主税局のダミーだがいろいろいっても、大事な案件は税調が独自に決めるわけで、そのため膨大な資料に基づき膨大な時間をかけて議論をする。税調の委員はみんな圧力団体の意向を反映した意見を主張し、ほとんど増税に反対する意見ばかりで、委員の意見を聞いていたら何にも決まらない。そこで山中最高顧問はもういった意見を「軽視するのではなく、無視するのだ」といっていた。けだし名言だと思ふ。

主税局の考え方と税制のあり方

一方、税法律の立案当局である主税局は「公正・公平、公正・公平……」ばかりいう。これもおかしい。主税局には税金のことしか分らない職人のような人がいる。こういう人たちは「木を見て森を見ない」と同じで、税をどのようにとるのかという社会的背景を考えず、税の体系のことばかり考えて「公正・公平、公正・公平……」といひ、一つも迷さないで固まえることだけを考えている。だから税法は複雑でなんなに分厚いものになってしまった。普通の人はあんな条文は書けない。そもそも完璧な税法をつくらうとしても無理で、制度には多少の幅というかゆとりがなければいけない。税金をできるだけ払いたくないと思うのは人情で、節税するのは当然の前だ。

具体的に証券税制の例で主税局と私の考え方の違いを説明しよう。当時、有価証券の譲渡は源泉分離と申告分離の二本立てになっていた。主税局はこれを申告分離一本で行くべきだといふ。私は分りやすく手間がかからず、納税者が気を使わなくてよいという点で源泉分離一本にすべきだと主張した。結局、折衷的で複雑な証券税制ができてしまった。

無理な税制は必ず潰れる

私が下京税務署長に赴任したのは昭和二四年四月だが、当時は取引高税が導入されて別もなときだった。取引高税は昭和二三年九月に導入され、僅か一年四月実施されただけで昭和二四年二月末に廃止された。その経験から思うのは、無理な税制は結局廃止されるということだ。取引高税の悪いところは、税率は一%と低いのだが、取引の全ての段階にかかる累積課税方式であったこと、現金納付もあつたが基本的には印紙貼付方式だったこと、課税物品の境界が難しいこと(例えば野菜は非課税だが松茸や菊はどうなるのかなど)、などの理由により廃止された。このように無理な税制をつくってはいけない。税制というものはできるだけ負担感が少なく、納税者が納めやすく、そのうえ税収が上がるもののがよい。完璧な税制をつくるのではなく、大勢を考えた税制をつくる必要がある。

納税者権利保護法の制定を

納税者権利憲章をつくるという事は全く同感だ。納税者が税務署に言われつばなしという事では困る。正々堂々と納税者の権利を主張できるようにすること、そのためには諸外国にあるような納税者権利保護法を日本にもつくる必要がある。納税者権利憲章という形をとらないまでも、国税通則法を改正してその趣旨を入れるなど、いろいろな方策があると思ふ。私も弁護士登録と同時に税理士登録もしたので、皆さんの仲間に入れていただけたわけだから、これからは納税者権利憲章制定運動に協力させていきたいと思います。

(文責、東京都至)



「納税者あつての税」と題して納税者権利保護法の必要性を説く相沢氏



「私は税の専門家ではありません。横から見ているのでかえって税制に言いたいことが言えるのかもしれない」と腹々と語る講師の相沢英之氏

